

環境経営レポート

(対象期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日)

作成日：令和1年9月25日



株式会社 クリンプロ



®環境省
エコアクション21
認証番号 0012204

目 次

- 1 組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- 2 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- 3 環境方針
- 4 環境への負荷の実績
- 5 環境目標・環境活動計画
- 6 環境目標の実績・環境活動計画の取り組み結果とその評価、次年度の取組内容
- 7 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- 8 代表者による全体の評価と見直しの結果

1 組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）

1. 事業所名及び代表者氏名

株式会社 クリンプロ
代表取締役社長 川村 広晶

2. 認証対象事業所及び所在地

株式会社 クリンプロ
本 社 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地

3. 事業活動

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理・収集運搬業、浄化槽保守点検清掃業、排水管清掃業
貯水槽清掃業、各種汚水処理施設運転管理業、一般建設業

4. 事業の規模（平成 30 年度）

| 項 目 | 単 位 | (株)クリンプロ |
|---------|-----|----------|
| 総売上高 | 千円 | 623,792 |
| 廃棄物売上高 | 千円 | 199,112 |
| その他の売上高 | 千円 | 424,680 |
| 全従業員数 | 人 | 16 |

5. 法人設立年月日及び資本金

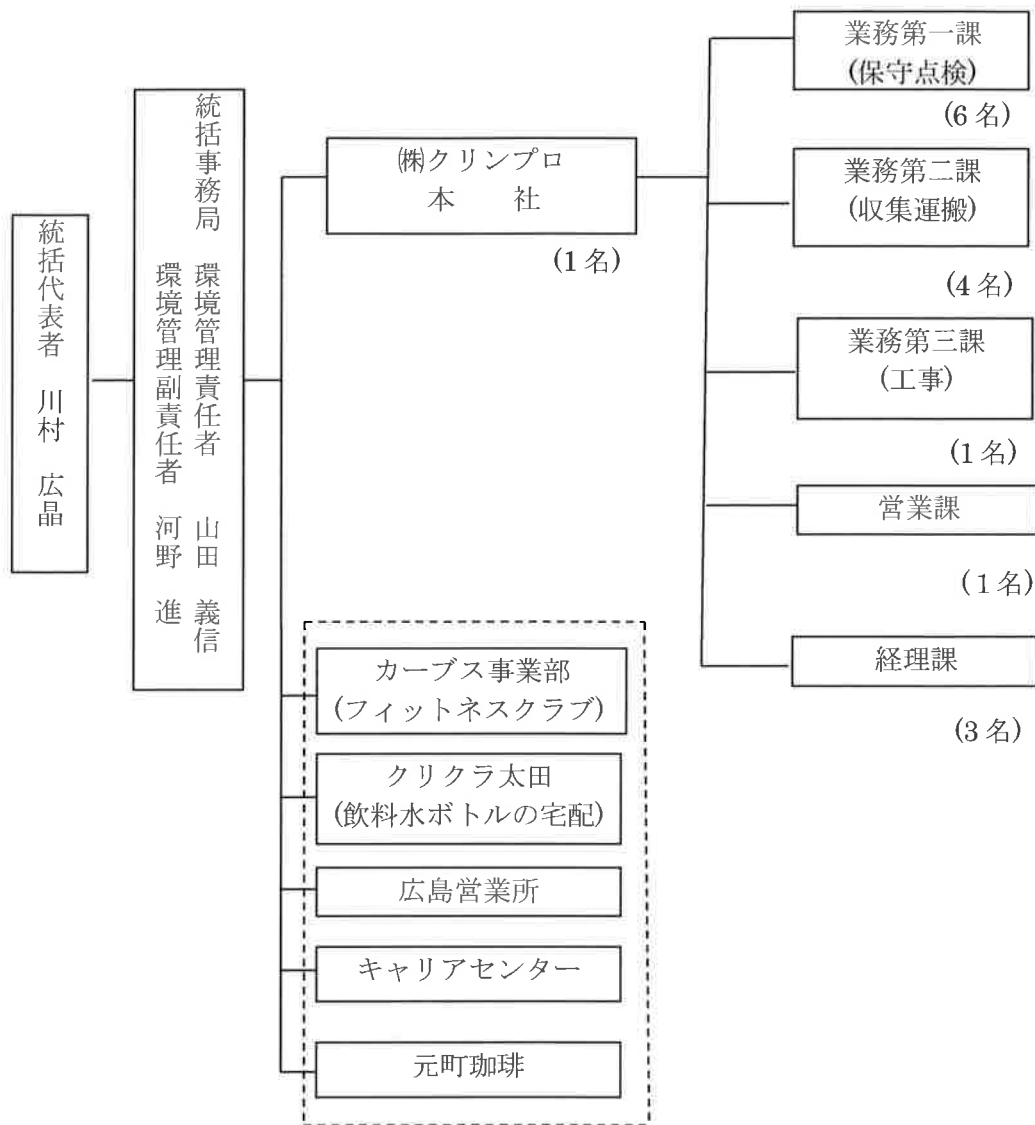
(株)クリンプロ 創立 昭和 31 年 5 月 24 日 資本金 8,800 万円

6. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

統括事務局 連絡先：0826-28-1880

環境管理責任者 山田 義信
環境管理副責任者 河野 進

7. 組織図・実施体制



※点線で囲んだ範囲は今回の認証・登録の対象範囲から除くが、2年以内の拡大を検討中

事業登録の内容等

一般廃棄物収集運搬

| | 許可範囲 | 許可番号及び許可品目 | 許可期間 |
|-------|-------|---|---|
| クリンプロ | 広島市 | 77 (浄化槽汚泥) | 自：平成 31 年 4 月 1 日 至：平成 33 年 3 月 31 日 |
| | 安芸太田町 | 安芸太田町第 2 - 1 号 「浄化槽汚泥・浄化槽脱水汚泥 (固形状)」 | 自：平成 31 年 4 月 1 日 至：平成 33 年 3 月 31 日 |
| | 北広島町 | 北広島町許可第液 2 号 (液状一般廃棄物) | 自：平成 31 年 4 月 1 日 至：平成 33 年 3 月 31 日 |
| | 廿日市市 | 207 (し尿、浄化槽汚泥) | 自：平成 30 年 4 月 1 日 至：平成 32 年 3 月 31 日 |

産業廃棄物処分量（中間処理）

| | | | |
|----------|--|------|--------------------|
| クリンプロ | | | |
| 許可区域 | 広島県 | 許可期間 | 自：平成 30 年 1 月 12 日 |
| 許可番号 | 第 03424041592 号 | | 至：平成 35 年 1 月 11 日 |
| 設置場所 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 広島県廿日市市吉和 3697 番地 広島県山県郡安芸太田町大字中筒賀字砂ヶ原 415 番地 広島県山県郡安芸太田町大字横川字二軒古屋 855 番地の 2 広島県山県郡安芸太田町大字上殿字變 2237 番地 4 広島県山県郡安芸太田町大字加計字香草 873 番地 1 広島県山県郡安芸太田町大字柴木字龍川 1797 番地 3 | | |
| 処理能力 | 48 m ³ /日 | | |
| 産業廃棄物の種類 | 【脱水】汚泥（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） | | |

| | | | |
|----------|---|------|--------------------|
| クリンプロ | | | |
| 許可区域 | 広島市 | 許可期間 | 自：平成 30 年 1 月 12 日 |
| 許可番号 | 第 07320041592 | | 至：平成 35 年 1 月 11 日 |
| 処理能力 | 48 m ³ /日 | | |
| 産業廃棄物の種類 | 汚泥（判定基準に適合しないものを含まない。） （水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） | | |

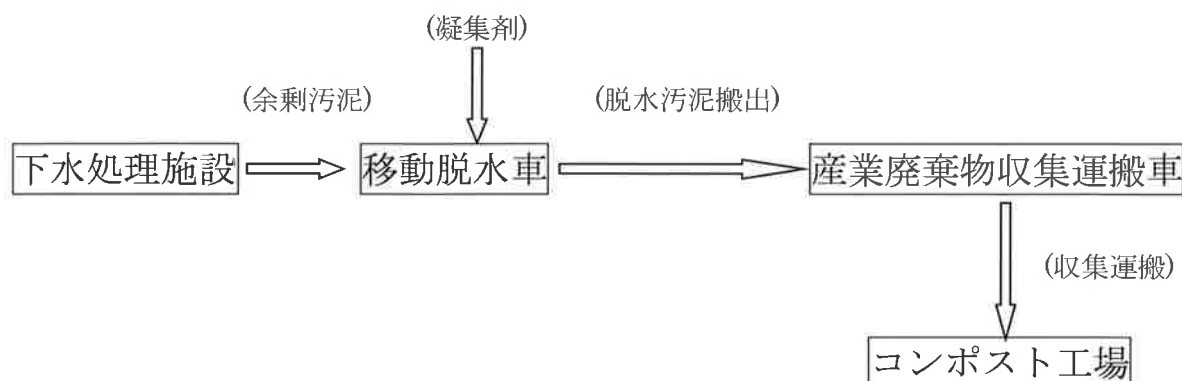
処理施設の種類・・・下水道処理施設

産業廃棄物の種類・・・下水汚泥

処理能力(規模)・・・ 48 m³/日

処理方式・・・・・・・・ 遠心分離方式

処理工程図



産業廃棄物収集運搬

| | | | |
|----------|--|------|--------------------|
| クrimpロ | | | |
| 許可区域 | 広島県 | 許可期間 | 自：平成 28 年 8 月 26 日 |
| 許可番号 | 第 03404041592 号 | | 至：平成 33 年 8 月 25 日 |
| 所在地 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 | | |
| 産業廃棄物の種類 | <p>【積替え保管は含まない】</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）陶磁器くず、及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</p> | | |

| | | | |
|----------|--|------|--------------------|
| クrimpロ | | | |
| 許可区域 | 岡山県 | 許可期間 | 自：平成 27 年 8 月 18 日 |
| 許可番号 | 第 03300041592 号 | | 至：平成 32 年 8 月 17 日 |
| 所在地 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 | | |
| 産業廃棄物の種類 | <p>【積替え保管を含まない】</p> <p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）以上 14 種類</p> | | |

| | | | |
|----------|---|------|--------------------|
| クrimpロ | | | |
| 許可区域 | 鳥取県 | 許可期間 | 自：平成 27 年 8 月 20 日 |
| 許可番号 | 03104041592 | | 至：平成 32 年 8 月 19 日 |
| 所在地 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 | | |
| 産業廃棄物の種類 | <p>【積替え保管を含まない】</p> <p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず（以上 3 品目、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず、がれき類にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）</p> <p>以上 14 品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、いずれも積み替え保管を除く。</p> | | |

| | | | |
|----------|--|------|--------------------|
| クrimpロ | | | |
| 許可区域 | 島根県 | 許可期間 | 自：平成 27 年 5 月 20 日 |
| 許可番号 | 3200041592 | | 至：平成 32 年 5 月 19 日 |
| 所在地 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 | | |
| 産業廃棄物の種類 | <p>【積替え保管を含まない】</p> <p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上 3 品目、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類 以上 14 品目、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く</p> | | |

| | | | |
|----------|--|------|-------------------|
| クリンプロ | | | |
| 許可区域 | 山口県 | 許可期間 | 自：平成 27 年 6 月 3 日 |
| 許可番号 | 第 03500041592 号 | | 至：平成 32 年 6 月 2 日 |
| 所在地 | 広島県山県郡安芸太田町大字土居 310 番地 | | |
| 産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上 3 種類）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、がれき類 （これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 14 種類 | | |

浄化槽保守点検業

| | |
|-------------------------------|--|
| クリンプロ | |
| 営業区域 | 登録の有効期間 |
| 広島県安芸太田町・廿日市市・北広島町 | 自：平成 31 年 1 月 1 日 至：平成 32 年 12 月 31 日 |
| 広島市域（安芸地区衛生施設管理組合の所掌する区域を除く。） | 自：平成 30 年 12 月 25 日 至：平成 33 年 12 月 24 日 |

車 両

| | | |
|-----------|---------------|-----|
| 収集運搬車両 | 10 t バキューム | 2 台 |
| 〃 | 10 t スーパーモービル | 1 台 |
| 〃 | 8 t バキューム | 1 台 |
| 〃 | 4 t バキューム | 8 台 |
| 〃 | 4 t ダンパー | 1 台 |
| 〃 | 4 t ロールオン | 2 台 |
| 〃 | 4 t スーパーモービル | 1 台 |
| 〃 | 2 t バキューム | 1 台 |
| 浄化槽保守点検車両 | 管理車 | 7 台 |
| 工事車両 | タウンエーストラック | 1 台 |
| 〃 | 3 t ダンプ | 1 台 |
| 〃 | ミニパワーショベル | 1 台 |
| 〃 | スクラムバン | 1 台 |
| 〃 | 軽トラ | 1 台 |
| 高压洗浄車 | 2 t 洗浄車 | 1 台 |
| 脱水車 | 脱水車 | 1 台 |
| 営業車 | 乗用車 | 1 台 |
| 事務車両 | 乗用車 | 3 台 |

処理実績

| 許可項目 | 単位 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|----|----------|----------|----------|
| 一般廃棄物収集運搬 | t | 5484.8 | 5724.0 | 6090.1 |
| 産業廃棄物収集運搬 | t | 414.9 | 670.3 | 600.0 |
| 産業廃棄物処分中間処理 | t | 1785.0 | 1710.0 | 1655.0 |

2 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

【認証登録対象範囲】

㈱クリンプロ

カーブス事業部、クリクラ太田、広島営業所、キャリアセンター及び元町珈琲を除く
全組織、全活動

【レポートの対象期間】

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

【レポートの発行日】

令和 1 年 9 月 25 日

環 境 方 針

株式会社 クリンプロは「次世代に住みよい地球を引き継ぐために、よりよい地域の生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に貢献する。」ことを基本理念とし以下の方針を定めて環境に調和した事業活動を行います。

1. エコアクション21ガイドラインに準拠した環境マネジメントシステムを構築し、継続的に改善することにより環境保全活動を推進します。
2. 環境法規制及び地域と取り交わした協定を遵守いたします。
3. 下記の項目を重点活動項目と定め、事業活動の環境負荷を低減します。
 - ① 処理施設からの放流水を良好な状態に維持することによって、太田川及び瀬戸内海の環境保全に努めます。
 - ② 節電、省エネルギーにより、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ③ 循環型社会の構築の為、3Rの推進（削減、再利用、再資源化）に努めます。
 - ④ グリーン購入法対象商品の購入促進に努めます。
 - ⑤ 廃棄物収集運搬における環境負荷に配慮し化石燃料排出抑制に努めます。
 - ⑥ 化学物質の適正処理に努めます。
 - ⑦ 節水に努めます。
 - ⑧ 環境に配慮しながら建設工事を施工します。
4. 環境への取組を環境経営レポートに取りまとめ公表します。

令和元年 12 月 21 改訂

株式会社 クリンプロ
代表取締役 川村広晶

4 環境への負荷の実績

| 環境への負荷 | | 単位 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-----------|---------------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 温室効果ガス排出量 | 二酸化炭素 | kg-co2 | 162545.2 | 186124.6 | 195860.7 |
| 化学物質使用量 | クリフィッス CP-111 | Kg | 480 | 600 | 405 |
| | キースロック A-388 | Kg | 0 | 0 | 0 |
| | ハイモロッ SS-140 | Kg | 160 | 320 | 160 |
| エネルギー使用量 | 購入電力 | MJ | 240658.1 | 219120.5 | 156297.0 |
| | 化石燃料 | MJ | 2135272.0 | 2496888.9 | 2709674.7 |
| | 新エネルギー | MJ | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | MJ | 0 | 0 | 0 |



※購入電力の排出係数については、

中国電力平成 28 年度電気事業者別二酸化炭素排出係数：0.697

中国電力平成 29 年度電気事業者別二酸化炭素排出係数：0.691

中国電力平成 30 年度電気事業者別二酸化炭素排出係数：0.669
を使用。

5 環境目標・環境活動計画

| | | | | |
|---|---|-------------------------|------------------------|---|
|  |  | 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する | 太田川及び瀬戸内海の環境保全に努める | 定期的なスケジュールで点検を行う |
|  | | 二酸化炭素排出量の削減 | 電気使用量の抑制 自動車燃料の削減 | 不要照明の消灯 低燃費運転の実施 |
|  | | 廃棄物の削減 | 事務所ゴミの削減 廃棄物のリサイクル | 廃棄物排出量の調査 廃棄物の分別 ミспリントの削減 缶・古紙・ペットボトルのリサイクル |
|  | | グリーン購入 | グリーン購入の促進 | エコマーク商品の購入 エコマーク対象商品リスト作成 |
|  | | 受託した産業廃棄物収集運搬に伴う環境負荷の低減 | 自動車燃料の削減 (収集運搬車両) | 収集運搬の効率化を検討する会議の開催 低燃費運転の実施 |
|  | | 化学物質の適正管理 | 化学物質の適正管理 | 購入及び持ち出し記録の管理 |
|  | | 水使用量の削減 | 水使用量の削減 | 節水活動に取り組む |
|  | | 環境に配慮した建設工事の施工 | 環境に配慮した建設工事の施工 | 騒音・振動に配慮し工事を行う |
| |  | その他の項目 | 交通事故報告書の社内掲示、安全運転の啓発活動 | 月 1 回安全運転評価を行う 交通事故報告書の社内掲示 |
| |  | | 会社周辺及び車庫等の清掃 | 月 2 回車庫棟の清掃を実施 国道から会社までの進入路を毎日清掃 |

6 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

| 目的設定書及び環境活動実施計画 | | | | | |
|-------------------------|------------------------|--|--|---|---|
| 【環境目標】 | | 年度毎目標・達成手段 | | 達成状況 | 評価及び次年度の取組 |
| 環境方針 | 環境目標項目 | 基準値 (基準年度) | 平成30年4月～平成31年3月 | | |
| 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する | 太田川及び瀬戸内海の環境保全に努める | — | — | ○ | 定期的なスケジュールで点検を行う事が出来ました。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| | | | 達成手段・活動内容 ・定期的なスケジュールで点検を行う | | |
| 二酸化炭素排出量の削減 | 電気使用量の抑制 | 15403.1kg-CO2 (平成29年4月～平成30年3月) | 目標 基準値△2%(15095.0kg-CO2) 達成手段 ・不要照明の消灯 | ○ 基準値 △30.9% 10637.1kg-CO2 | 目標値を達成しました。無駄な電気の使用がないか徹底した運用管理をして節電に努めていきます。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| | 自動車燃料の削減 (営業車、管理車) | 33069.8kg-CO2 (平成29年4月～平成30年3月) | 目標 基準値△2%(33192.4kg-CO2) 達成手段 ・低燃費運転の実施 | × 基準値 +11.2% 37655.0kg-CO2 | 営業車の稼働が増え燃料使用量が増加した為数値目標は達成できませんでした。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きますが次年度も燃料使用量が増加するようであれば目標の見直しをします。 |
| | 自動車燃料の削減 (収集運搬車両) | 126877.1kg-CO2 (平成29年4月～平成30年3月) | 目標 基準値△2%(124339.6kg-CO2) 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する会議の開催 ・低燃費運転の実施 | × 基準値 +5.4% 133732.8kg-CO2 | 目標は達成できませんでしたが、昨年度より目標値には近づきました。効率の良い収集運搬ルートの策定、エコドライブの実践をし、目標を達成できるよう努めて行きます。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| 廃棄物の削減 | 事務所ゴミの削減 | 88.5kg (平成29年4月～平成30年3月) | 目標 基準値△1%(85.6kg) 達成手段 ・廃棄物排出量の調査 ・廃棄物の分別 ・ミスピントの削減 | × 基準値 +19.7% 103.5kg | 目標は達成できませんでした。廃棄物の分別の徹底、ミスピントの削減を行い目標達成できる方努力をします。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| | 廃棄物のリサイクル | 4810.8kg(紙) 379.5kg(缶) 285.3kg(ペット) (平成29年4月～平成30年3月) | 目標 基準年度+2%(各項目) 達成手段 ・缶・古紙・ペットボトルのリサイクル | ペットは達成 古紙、缶は未達 1853.4kg(紙) +0.9282958% 382.4kg(缶) +0.7641633% 292.0kg(ペット) +2.3484051% | 古紙、缶は目標を達成できませんでした。ペットボトルのみの達成という結果になりました。社員全員リサイクルの意識付し目標達成に努めて行きます。 |
| グリーン購入 | グリーン購入の促進 | — | 目標 6品目購入 達成手段 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報収集 | ○ | 目標は達成しました。対象商品を優先的に購入します。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| 受託した産業廃棄物収集運搬に伴う環境負荷の低減 | 自動車燃料の削減 (収集運搬車両) | — | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する会議の開催 ・低燃費運転の実施 | ○ | 効率の良い収集運搬ルートの選定を行い低燃費運転を実践しました。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| 化学物質の適正管理 | 化学物質の適正管理 | — | 目標 使用薬剤の適正管理 ・購入及び持ち出しを記録することによる管理 | ○ | 購入量及び持ち出し量を記録し適正に管理を行いました。 |
| 水使用量の削減 | 水使用量の削減 | — | 達成手段・活動内容 ・節水活動に継続して取り組む | ○ | 井戸水を使用しているため水使用量を数値として把握することは出来ませんが、節水活動を継続して取り組む事によって、水使用量の削減に継続的に取り組めます。 |
| 環境に配慮した建設工事の施工 | 環境に配慮した建設工事の施工 | — | 達成手段・活動内容 ・騒音・振動に配慮し工事を行う | ○ | 騒音・振動に配慮して工事を行う事が出来ました。環境目標及び環境活動計画は引き続き取り組んで行きます。 |
| その他 | 交通事故報告書の社内掲示・安全運転の啓発活動 | — | 達成手段・活動内容 ・交通事故報告書を社内掲示 ・月1回安全運転評価を行う | ○ | 交通事故を起こした場合翌朝の朝礼にて事故報告会を行いドライブレコーダーの映像を基に状況件検分を行います。その際に事故原因、再発防止対策を社員全員に共有します。月1回安全運転評価を行い運転時の危険挙動は無いが、エコ運転は実施されているかの検分を行い、自分自身の運転技量を認識すると共に今後の安全運転に役立てます。 |
| | 会社周辺及び車庫等の清掃 | — | 達成手段・活動内容 ・国道から会社までの進入路を毎日清掃 ・月2回会社敷地内を清掃 | ○ | 会社周辺を清掃することにより、環境の美化につながり近隣住民の方との良好な関係が築けました。車庫内は5Sに対する意識の向上に繋がって行きます。 |

| 【環境目標】 | | | | 【環境活動計画】 | | |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|---|--|--|--|
| 環境方針 | 環境目標項目 | 担当責任者 | 基準値 (基準年度) | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 処理施設からの放流水を良好な状態に維持する | 太田川及び瀬戸内海の環境保全に努める | 山田義信 | — | — | — | — |
| | | | | 達成手段・活動内容 ・定期的なスケジュールで点検を行う | 達成手段・活動内容 ・定期的なスケジュールで点検を行う | 達成手段・活動内容 ・定期的なスケジュールで点検を行う |
| 二酸化炭素排出量の削減 | 電気使用量の抑制 | 望月信孝 | 15403 1kg-CO2 (平成29年度) | 目標 基準値△1% | 目標 基準値△2% | 目標 基準値△3% |
| | | | | 達成手段 ・不要照明の消灯 | 達成手段 ・不要照明の消灯 | 達成手段 ・不要照明の消灯 |
| | 自動車燃料の削減 (営業車、管理車) | 山田義信 上本憲之 住吉定信 入澤肇 | 33869.8kg-CO2 (平成29年度) | 目標 基準値△1% | 目標 基準値△2% | 目標 基準値△3% |
| | | | 達成手段 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・低燃費運転の実施 | |
| | 自動車燃料の削減 (収集運搬車両) | 上本憲之 住吉定信 | 126877.1kg-CO2 (平成29年度) | 目標 基準値△1% | 目標 基準値△2% | 目標 基準値△3% |
| | | | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 | |
| 廃棄物の削減 | 事務所ゴミの削減 | 望月信孝 | 86.5kg (平成29年度) | — | 目標 基準値△1% | 目標 基準値△2% |
| | | | | 達成手段 ・廃棄物排出量の調査 ・廃棄物の分別 ・ミスプリントの削減 | 達成手段 ・廃棄物排出量の調査 ・廃棄物の分別 ・ミスプリントの削減 | 達成手段 ・廃棄物排出量の調査 ・廃棄物の分別 ・ミスプリントの削減 |
| | 廃棄物のリサイクル | 望月信孝 | 4610.6kg(紙) 379.5kg(缶) 285.3kg(ペット) (平成29年度) | 目標 基準年度+1%(各項目) | 目標 基準年度+2%(各項目) | 目標 基準年度+3%(各項目) |
| | | | | 達成手段 ・缶・古紙・ペットボトルの リサイクル | 達成手段 ・缶・古紙・ペットボトルの リサイクル | 達成手段 ・缶・古紙・ペットボトルの リサイクル |
| グリーン購入 | グリーン購入の促進 | 望月信孝 | — | 目標 6品目購入 | 目標 6品目購入 | 目標 6品目購入 |
| | | | | 達成手段 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報取 集 | 達成手段 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報取 集 | 達成手段 ・エコマーク商品購入の促進 ・エコマーク対象商品の情報取 集 |
| 受託した産業廃棄物収集運搬に伴う環境負荷の低減 | 自動車燃料の削減 (収集運搬車両) | 上本憲之 住吉定信 | — | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 | 達成手段 ・収集運搬の効率化を検討する 会議の開催 ・低燃費運転の実施 |
| 化学物質の適正管理 | 化学物質の適正管理 | 山田義信 | — | 目標 使用薬剤の適正管理 ・購入及び持ち出しを記録すること による適正管理 | 目標 使用薬剤の適正管理 ・購入及び持ち出しを記録すること による適正管理 | 目標 使用薬剤の適正管理 ・購入及び持ち出しを記録すること による適正管理 |
| 水使用量の削減 | 水使用量の削減 | 望月信孝 | — | 達成手段・活動内容 ・節水活動に継続して取り組む | 達成手段・活動内容 ・節水活動に継続して取り組む | 達成手段・活動内容 ・節水活動に継続して取り組む |
| 環境に配慮した建設工事の施工 | 環境に配慮した建設工事の施工 | 住吉定信 | — | 達成手段・活動内容 ・騒音・振動に配慮し工事を行う | 達成手段・活動内容 ・騒音・振動に配慮し工事を行う | 達成手段・活動内容 ・騒音・振動に配慮し工事を行う |
| その他 | 交通事故報告書の掲示・安全運転の啓発活動 | 上本憲之 | — | 達成手段・活動内容 ・交通事故報告書を社内掲示 | 達成手段・活動内容 ・交通事故報告書を社内掲示 ・月1回安全運転評価を行う | 達成手段・活動内容 ・交通事故報告書を社内掲示 ・月1回安全運転評価を行う |
| | 会社周辺及び車庫等の清掃 | 上本憲之 | — | 達成手段・活動内容 ・月2回の清掃を実施 | 達成手段・活動内容 ・月2回会社敷地内の清掃を実施 ・国道から会社までの進入路を毎日清 掃 | 達成手段・活動内容 ・月2回会社敷地内の清掃を実施 ・国道から会社までの進入路を毎日清 掃 |

7 環境関連法規等の順守状況、違反、訴訟等の有無

【特定した法的及びその他の要求事項】

| No. | 法的およびその他の要求事項の名称 | 備考 |
|-----|---------------------------------|----|
| 1 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | |
| 2 | 産業廃棄物処理実績報告 | |
| 3 | 環境基本法 | |
| 4 | 循環型社会形成推進基本法 | |
| 5 | 労働安全衛生法 | |
| 6 | 消防法 | |
| 7 | 広島市火災予防条例 | |
| 8 | 広島県生活環境の保全等に関する条例（騒音関連） | |
| 9 | 道路運送車両法 | |
| 10 | 浄化槽法 | |
| 11 | 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 | |
| 12 | 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 | |
| 13 | 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則 | |
| 14 | 下水道処理施設維持管理業者登録規定 | |
| 15 | 廿日市市液状一般収集廃棄物収集運搬業許可条件 | |
| 16 | 廿日市市液状一般収集廃棄物収集運搬業遵守事項 | |
| 17 | 安芸太田町ふるさと清流条例 | |
| 18 | 安芸太田町きれいなまちづくり推進条例 | |
| 19 | 安芸太田町浄化槽取扱指導要綱 | |
| 20 | 安芸太田町浄化槽事務取扱要領 | |
| 21 | 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | |
| 22 | 安芸太田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 | |
| 23 | 安芸太田町一般廃棄物処理業許可取扱要綱 | |
| 24 | 北広島町環境保全に関する条例 | |
| 25 | 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | |
| 26 | 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 | |
| 27 | 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する事務取扱要綱 | |
| 28 | 北広島町浄化槽清掃業に関する条例 | |
| 29 | 北広島町浄化槽清掃業に関する条例施行規則 | |
| 30 | 北広島町浄化槽取扱指導要綱 | |
| 31 | 北広島町し尿処理場設置及び管理条例 | |
| 32 | 北広島町し尿処理場設置及び管理条例施行規則 | |
| 33 | 北広島町し尿処理施設における浄化槽汚泥の投入に関する取扱要綱 | |
| 34 | 使用済自動車の再資源化等に関する条例 | |
| 35 | 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | |
| 36 | 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 | |
| 37 | 広島市一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可条件 | |
| 38 | 広島市一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業に従事する者の遵守事項 | |
| 39 | 道路交通法 | |
| 40 | 毒物及び劇薬取締法 | |
| 41 | 瀬戸内海環境保全特別措置法 | |
| 42 | 山口県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 | |
| 43 | 山口県循環型社会形成推進条例 | |
| 44 | 島根県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 | |
| 45 | 岡山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 | |
| 46 | 鳥取県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 | |
| 47 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 | |
| 48 | 建設業法 | |

【環境関連法規等の遵守状況の評価】

環境法規等の遵守状況の評価結果、法規制等の逸脱はありませんでした。

【違反・訴訟等の有無】

過去三年間にわたって違反や訴訟はありません。

8 代表者による全体の評価と見直しの結果

見直し実施日：平成 31 年 4 月 25 日

環境活動計画の各取組み項目に関して、電気使用量の抑制、水使用量の削減、グリーン購入の促進、化学物質の適正管理、安全運転の啓発活動、会社周辺の清掃については目標達成が出来ており、引き続き次年度も取り組んでいきます。

目標達成できなかった自動車燃料の削減（営業車、管理車）であるが、今後も車両の稼働が増える事が予想され燃料使用量が増加する事は避けられないので、適切な評価指標として車両の運行距離に対応した燃費での評価を視野に入れます。

同じく自動車燃料の削減（収集運搬車）ですが、年々廃棄物の収集量は増加しておりそれに伴い車両の運行距離も延び燃料使用量が増加する事は避けられないので、適切な評価指標として廃棄物の収集量に対応した原単位方式での評価を視野に入れます。

事務所ゴミの削減ですが、事務所で勤務する従業員が増加すれば、増加した人数分のゴミを排出する事から適切な評価指標として従業員数に対応した原単位方式での評価を視野に入れます。

また、エコアクションに対する意識の希薄さが目標未達の要因でもあると考えられるので、月 1 回実施の社内定例会時に各取組の進捗状況を報告し、エコアクションに対する意識向上を図りながら精力的に取り組み、地域環境並びに地球環境の保全に貢献する環境に調和した事業活動を進めていきます。